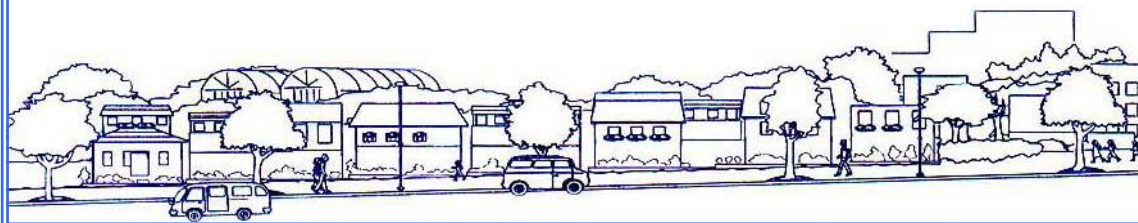


北小岩一丁目東部地区



公開質問状にお答えします

「18 班スーパー堤防・まちづくりを考える会」（会長:宮坂健司様）《以下「考える会」と略称》より江戸川区沿川まちづくり課宛てに、4月30日付から5月20日付までの以下の4通の公開質問状が提出されています。各公開質問状に便宜上①から④の番号を付しています。

- ① 2009年4月30日付「公開質問状」
- ② 2009年5月17日付「公開質問状」
- ③ 2009年5月18日付「公開質問状」
- ④ 2009年5月20日付「公開質問状」

以下において、それぞれの「公開質問状」について区の見解を説明します。

※ 下記の□枠内は「考える会」からの質問内容です。原文のまま掲載しています。

①の公開質問状の内容と区の見解

については、「まちづくりニュースNo.38」（2009.5.12付）で区の見解を説明し、地域の皆様へお配りしています。今回届けられた②の公開質問状（5月17日付）は、「まちづくりニュースNo.38」の区の見解への追加質問の形式となっています。説明をわかりやすくするため、今回の各質問の前段に、①の公開質問状の内容と区の見解を再掲しています。

②の公開質問状の内容と区の見解

スーパー堤防とまちづくりは一体整備が必要です

①の公開質問状の内容と区の見解

1：2009年4月18日（土）午前10時から行われた「まちづくり懇談会」と称する区側の説明会及び「まちづくりニュース37号」でスケジュールと道路配置案が提案されました。しかし私たちは、これらは、住民の合意を得たものとは考えていません。

2：私たちは出席者が30人足らずの「懇談会」が住民の合意形成の場であったとは考えていません。

（区の見解）A1.A2:懇談会は地域の方の意見をお話いただく大切な場と考えています。今後も皆様の合意形成に向けて懇談会を行っていきます。

②の公開質問状の内容

A1、A2の答えに対する質問

・懇談会は沿川まちづくり課の方々とお話をする大切な場と考えています。今後も私たちの「スーパー堤防・まちづくりを考える会」及び、住民側のスーパー堤防建設は要らないと考えている真摯な意見を納得していただくために、粘り強く話をさせていただきます。巨額な公費を使い、住民への過度な負担をかけてまで「スーパー堤防」を建設しなければならない論拠を、私たち住民に、もっと解り易く、時代（江戸時代より）を遡り説明して下さい。

[スーパー堤防とまちづくりの一体整備の必要性について]

江戸時代初期まで、現在の江戸川は利根川と呼ばれ、江戸川区を含む関東平野東部では河川の流路が乱流し、洪水のたびに川筋が変化する暴れ川でした。

天正18年（1590年）江戸に入府した徳川家康が、現在の東京湾に注いでいた当時の利根川の流

路を東側の常陸川に導き、銚子で鹿島灘に注ぐ利根川の瀬替えを主とした関東一帯の治水事業、世に言う「利根川東遷事業」に着手しました。その後、江戸川の開削や利根運河の開通で江戸から関東各地への水路が開け、江戸川と利根川の舟運はつながりました。このころ、伊予新田などの新田開発が行われ、現在の北小岩の基盤がつくられています。当時の江戸川は利根川の名で呼ばれていましたが、東北などからの諸物資を利根川を経て江戸へ運ぶルート的重要性から次第に「江戸川」の名が定着しました。流路が整備されても江戸時代を通じて、たびたび大水害があり、江戸川区にも250回に及ぶ水害記録が残っています。天明の浅間山の大噴火以降は、利根川・江戸川に土砂が堆積したこともあり、水害が頻発するようになっています。

明治以降、近代治水技術を導入した築堤や河道の整備、放水路の開削工事などが行われ、ほぼ現在の江戸川の形が定まっています。

明治になっても、明治23年当時の小岩村長より東京府知事宛ての「水害困窮救助願」によれば、伊予田村、小岩田村で「江戸川沿いに堤防を作ったが、本堤である街道との間は盆地状の低地のため降雨による湛水は江戸川の水位の高い間は排水不能で、長期にわたって冠水した。その模様はまるで湖のようだった」と江戸川区史にあります。

その後、明治43年の東京大水害を契機に江戸川の拡幅・開削を中心とする利根川改訂計画に基づく江戸川改修工事が行われました。北小岩地区では、国府台台地によって狭窄部となり洪水の危険性があったため、対岸である北小岩側に大幅な引き堤工事が行われています。また、大正6年の高潮では、堤防が決壊し現在の江戸川区域で250名の死者が出る大惨事となっています。

大正時代の日本の工業発達時期とともに江戸川区内でも地盤沈下が見られるようになり、昭和40年代後半まで続いています。中葛西三丁目では、累積沈下量236cmを記録しています。

江戸川区でも新川以北が大水害になったカスリーン台風への対策の一環として、昭和40年代には、江戸川堤防の堤防敷の拡幅・かさ上げ工事が行われています。

このような歴史的変遷から、江戸川区は三方を川と海に囲まれており、堤防がなければ満潮時には陸域の約7割が水面下となるゼロメートル地帯となっています。そのため、これまで洪水や高潮、地震対策として堤防強化に取り組み、先人達の長年にわたる努力で築き上げられた堤防で、現在の私達の生活が守られています。近年、全国各地では気候変動により予測を上回る洪水が発生し、堤防が決壊などによる大きな被害が発生しています。江戸川区は地震や洪水により一旦堤防が決壊すれば区内のほとんどの陸域が浸水に見舞われ、区民の生命が危険にさらされ財産も失うこととなります。国土交通省の堤防詳細点検結果(平成19年3月末)では、江戸川の60%が堤防強化が必要な区間とされており、現在の江戸川の堤防は必ずしも万全であるとは言いきれません。

区では、67万区民の生命・財産を守るために、予測を上回る洪水が発生しても決壊しないスーパー堤防整備を計画的に進め、起こりえる自然災害に備える必要があると考えています。また、スーパー堤防整備とともに、道路整備や密集市街地の解消などに取り組み、子々孫々に誇れる安全で安心な生活環境を創生するまちづくりを進めてまいります。

質問では、「巨額な公費を使い、住民への過度な負担をかけてまで」とおっしゃっていますが、地域の皆様の安全・安心や生活再建のための補償をすることは必要なことだと考えています。また、区はこれからも地域の皆様お一人お一人と話し合い、不安解消を図りながら事業を進めていきたいと考えています。

[スーパー堤防整備事業の経緯と江戸川区]

スーパー堤防の整備は、昭和62年3月の河川審議会答申「超過洪水対策及びその推進方策について」の主要な施策として、審議され提言されたものです。昭和62年には、スーパー堤防整備事業が創設され、昭和63年には、首都圏と近畿圏で人口と資産が集積し、被災すれば都市機能が壊滅的になる主要5水系6河川の沿川をスーパー堤防で整備することが決定されています。それに伴い河川法の改正など法体系の整備も行われています。平成6年には「高規格堤防(スーパー堤防)整備と市街地整備(まちづくり)の一体的推進について」との国の通達も出ています。それに基づき、平成13年3月には、国と沿川自治体で構成される委員会から「江戸川沿川整備基本構想」が策定され、スーパー堤防整備の具体的進め方も示され、まちづくりの機会をとらえて整備されることになりました。平成18年2月には「利根川水系河川整備基本方針」が答申され、「首都圏の壊滅的な被害を防止するため、」
「江戸川等においては、計画洪水位を上回る洪水流量に対して高い安全性を有する高規格堤防を整備する」と明記されています。

江戸川区は、陸域面積の約7割が満潮時に海面以下になるゼロメートル地帯であるため、独自に検

討を重ね、平成 18 年 12 月には「江戸川区スーパー堤防整備方針」を策定しています。さらに、区民の皆様の水災害時の避難・安全対策を考えていただくために、平成 20 年 7 月には「江戸川区洪水ハザードマップ」を作成して全戸に配布しています。

〔北小岩一丁目東部地区のまちづくりの課題とスーパー堤防整備事業〕

北小岩一丁目東部地区においては、地域の皆様と検討を重ね、三方を道路・堤防・鉄道敷きに囲まれくぼ地状になっていること、地区への車両の出入りが一旦市川橋を渡り千葉県から戻ってこなければならないこと、細街路や階段・行き止まり道路が多く緊急車両のアクセスも困難なこと、昭和 56 年の耐震基準前の住宅が密集しているなど多くの課題があることが確認されています。そのため、地域の多くの皆様は一日も早いスーパー堤防と一体のまちづくり事業の推進を希望されています。まちづくり事業が進めば、将来にわたって誇ることができる快適な環境となり、安全・安心なまちでの生活が始まります。

①の公開質問状の内容と区の見解

3：「都市計画(案)を 10 月の都市計画審議会に諮る」とありましたが、その案はまだ決定されていないものと考えます。都市計画に図る案を区は決定したと考えているのでしょうか？ それについての見解を明らかにしてください。

(区の見解) A3:平成 18 年度に地域の方を中心にまとめた案を基に、警視庁など関係機関と調整した結果を踏まえ、まちづくり(案)として提案させていただいています。現在、懇談会や個別相談の中でいただいた意見を集約しています。次回の懇談会で意見の内容等をお話させていただき、将来のまちづくり(案)としてまとめたいと考えています。

②の公開質問状の内容

A3 の答えに対する質問

・平成 20 年度に実行されると公言していた都市計画決定は未だにされていないことを確認させていただきましたが、都市計画に図る案は、まだ全く住民とは合意形成されていません。それどころか、「スーパー堤防」案すら、住民との意見合意には至っていません。次回の懇談会もしくは説明会は、「住民との意見合意も出来ていないスーパー堤防計画案」および「都市計画案」を打ち出す段階には至っていないと考えます。それに対する見解と説明を明確に提示して下さい。

・地域の皆様とは、都市計画決定に向けて懇談会等により話し合いを続けています。都市計画決定に諮る案は、今後の説明会で提案を行い、公告・縦覧により地域の皆様のご意見をいただいた上で江戸川区都市計画審議会へ付議することになります。

なお、今進めている都市計画決定は、まちづくりとしての「土地区画整理事業」の施行区域(範囲)を決めるものです。その関連事業として「都市計画道路補助 142 号線の整備」(千葉街道の拡幅)、「高規格堤防(スーパー堤防)の整備」等があります。

①の公開質問状の内容と区の見解

4：私たちは、都市計画法第 16 条の規定による公聴会の開催を強く要求します。これに対する回答を求めます。

(区の見解) A4:今までも説明会や懇談会など数多く行い、スーパー堤防とまちづくり事業については地域の方の理解が深まっていると考えています。このような状況の中で、都市計画手続きの具体的な説明を行うために、現在説明会の準備をしています。

②の公開質問状の内容

A4 の答えに対する質問

・「今までも説明会や懇談会など数多く行い」とありますが、それぞれの正確な日付、議題、参加人数を提示して下さい。また、その時に出席された住民の意見を賛成・反対交えて正当かつ、正確に提示して下さい。
・「理解が深まっている」というお答えですが、「どのように理解が深まっている」とお考えなのか、理論づけて、正確、かつ正当に説明して下さい。
・また、これからこのような現状の中で、我々住民にどのような説明会をすることが重要なのか、具体的に提示して下さい。

・説明会や懇談会等で区の開催したものについては、その都度「まちづくりニュース」等に掲載し、地域の皆様へは配布していますので、そちらをご覧ください。

・地域の皆様と江戸川区は、平成 16 年度より様々な話し合いを続けてきています。その中で、地域の皆様のご要望により、「減歩」負担の軽減や移転補償の説明、建物調査の実施、まちづくり案の作

成などの取り組みを行っています。当初いただいた疑問につきましてもご理解をいただき、現在では一日も早い事業実施の要望もいただいています。平成 21 年 2 月には、183 名の方より「北小岩江戸川町会 18 班地区における土地区画整理事業及びスーパー堤防整備事業の推進と早期実現を求める陳情」が区議会に提出されています。

・地域の皆様の要望もあり、土地区画整理事業を早期に実現するため都市計画の素案を提案する説明会の開催が必要だと考えています。

①の公開質問状の内容と区の見解

5：「スーパー堤防とまちづくり」について、18 班住民は未だ合意形成に至っているとは考えていません。先行買収された「日建ビル」の買収金額に対して、区側に「住民監査請求」を出し、先日、陳述を行いました。それに対する回答も明らかにされていないに拘らず、区側は強引に事業を進めようとしています。区はこれをもって合意形成が出来たとお考えなのでしょうか？ これに対する見解も明らかにしてください。

(区の見解) A5:「住民監査請求」については監査委員会で審議中のため、見解は控えさせていただきます。スーパー堤防とまちづくりについては、地域の方とお話し合いを中心に進めてまいります。

②の公開質問状の内容

A5 の答えに対する質問

・「地域の方とお話し合い」と提示してありますが、堤防は、一箇所だけ作っても意味の無いものと考えます。江戸川沿川に住む全住民との話し合いを極端に避けているように見受けられるのは何故なのか、また、そのような機会を今後持つ予定はあるのか無いのかを、論拠を明確にして説明、提示してください。

スーパー堤防は、幅広く盛土することにより洪水時の浸透、越水に強いだけでなく、地震にも強くなるため、一部の完成でも堤防としての強度も安全性も向上します。また、江戸川沿川では、すでに 17 箇所でスーパー堤防の整備が進んでいます。

同時に、江戸川区内には、すでにスーパー堤防として整備されている小松川や平井、また防潮を考慮して盛土された臨海部を除くと高台がなく、満潮時に海面下となるゼロメートル地帯が陸域面積の約 7 割を占めています。洪水ハザードマップでも示していますが、現状では、利根川・江戸川氾濫時に多くの江戸川区民は、江戸川を渡り対岸の国府台台地へ避難せざるを得ません。スーパー堤防整備により新たな高台が誕生すれば、水災害時の避難場所となり、より近い場所での安全な避難が可能になります。

そのため、江戸川区では平成 18 年 12 月に「江戸川区スーパー堤防整備方針」を策定して、一日も早い江戸川区沿川部のスーパー堤防整備を着実に進めたいと考え事業を推進しています。

①の公開質問状の内容と区の見解

6：上記の質問に対する誠実な回答を 2009 年 5 月 8 日(金)までに文書で求めます。「18 班スーパー堤防・まちづくりを考える会」会長、宮坂健司まで提出してください。

(区の見解) A6:公開質問状という形でご質問いただきましたので、まちづくりニュース(38 号)にてお答えいたします。

②の公開質問状の内容

A6 の答えに対する意見

・この公開質問状の答えに対する答えを 5 月 30 日までに公開または、江戸川河川沿川に住む全住民に個々配布して下さるように要求します。

この「北小岩一丁目東部地区まちづくりニュース」で公表します。また、江戸川区ホームページにも掲載します。

②の公開質問状の内容

●希望：まちづくり沿川課は、日建ビルに常駐し、住民の不安や意見を聞く義務があると思われます。日建の活用を月曜日から日曜日まで 24 時間体制にして、是非とも我々の意見を広く聞く体制を作ってください。勤め人、土日しか時間が無い者にとって、この体制は必要不可欠なものと考えます。

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所については、4 月 21 日より毎週、祝祭日を除く火曜日と木曜日の午前 9 時より午後 4 時 30 分までの常駐体制を取り、地域の皆様との懇談や相談を行っています。また、地域の皆様のご希望をいただき、火・木以外の平日や平日の夜間、土日についてもご相談させていただきます。今後も皆様のご都合に合わせてご相談させていただきます。

③の公開質問状の内容と区の見解

「地質調査と測量」は確実に実施されています

③公開質問状(5月18日付)は、「まちづくりニュース No.33」(2009.3.13付)における「地質調査及び測量」に関する質問です。

「地質調査及び測量」については、既に、3月22日のまちづくり懇談会で国土交通省江戸川河川事務所より、実施及び終了の報告を行っています。さらに、4月18日のまちづくり懇談会では、江戸川河川事務所より地質調査及び測量についての概要報告を行っています。

今回の公開質問状について、区から依頼したところ、江戸川河川事務所より、下記の回答がありましたので掲載します。

2009.5.18 江戸川区に対する公開質問状について

1:「まちづくりニュース」No.33号に於いて、『地質調査及び測量が終了しました』とありましたが、その詳しい結果を書面にて地質学的に説明し、その結果、何が解ったのかを明らかにして下さい。

4月18日まちづくり懇談会で示した資料のとおりです。解析結果については、今後、示していきたいと考えております。

2:「まちづくりニュース」No.28号に於いて『地質調査と横断測量を行っています』とありましたが、『横断測量』は何時、何処からどのように行われたのかを公表して下さい。

『横断測量』について、実際の測量作業は、2月1日のまちづくり説明会の後2月23～27日に行っています。作業は、2月1日説明会資料に示した横断方向(東西方向)について高さの変化点毎に宅地側から堤防側に向かって実施しております。なお、2月1日の説明会でも説明しましたが、宅地側の高さの測定は基本的に道路で行いました。

また、地質調査については、2月5日～3月3日に6箇所を実施しております。

3:『横断測量』についての詳しい結果を書面にて地質学的に説明し、その結果、何が解ったのかを明らかにして下さい。

「横断測量」は地質学とは関係なく今後の解析に必要なもので、2.で回答した作業を行い、地形の横断図を得ています。

4:『横断測量』は、私達にはしていなかったようにも見受けられますが、どのような測量が行われたのかを説明して下さい。

2.の回答のとおりです。

5:『横断測量』がもしも行われていなかったのなら、その理由を明らかにし、説明して下さい。

2.の回答のとおりです。

6:上記の質問に対する誠実な回答を2009年5月30日(土)までに文書で求めます。「18班スーパー堤防・まちづくりを考える会」会長、宮坂健司まで提出して下さい。

公開質問状という形でご質問いただきましたので、まちづくりニュース(40号)にてお答えいたします。

④の公開質問状の内容と区の見解

不安なことがあれば、まず区にご相談ください

④の公開質問状(5月20日付)は、建築工事等に関する「噂」に関する質問です。

北小岩1丁目18班地区での噂について

- 1：これは、区役所職員から出たという噂に基づいた質問です。
- 2：『スーパー堤防と一体化したまちづくり』の話が出てから、未だに「都市計画決定」はなされていません。その事実は周知の通りですが、『「都市計画決定」が成されるので、家の改装・改修、それどころか雨漏りや壁の罅割れの箇所まで「しないでそのままにしておいてくれ」という話が街中で話されています。これは事実でしょうか？
- 3：噂によると「家をいじることは禁じる」とまで通達が成されていると聞きました。これは事実なのでしょうか？
- 4：もしも「家の改修・改装」をすると区側から「それなりの通達がある」とも聞きましたが、これは事実なのでしょうか？
- 5：実際、宮坂健司宅は、壁の補修工事をし、大きな金額をかけて塗りなおしをしましたが、区側からは何も言いませんでした。この地区に間違った噂が流れているのであれば、即刻その噂を払拭するべきではないでしょうか？
- 6：上記の質問に対する誠実な回答を2009年5月30日(土)までに文書で求めます。「18班スーパー堤防・まちづくりを考える会」会長、宮坂健司まで提出してください。

「噂」とのことですが、**建築工事に関して、沿川まちづくり課から「通達」が出されているという「事実」はありません。**

現段階では、北小岩一丁目東部地区の土地区画整理事業については都市計画決定前なので、建築工事等については、都市計画法第53条による建築制限を受けることはありません。建築基準法等に基づくものであれば、建築行為は自由にできます。ただし、千葉街道沿線についてはすでに拡幅が都市計画決定されているので、拡幅予定範囲内については、建築確認申請時に都市計画法第53条の許可が必要で、事業の支障となる新たな建築行為は制限される場合があります。この地区においても、都市計画決定後は、建築確認申請時に都市計画法第53条の許可が必要となります。

現在のお住まいに雨漏りや建物の傷みがあれば、不自由のないように補修していただきたいと思えます。現在のお住まいや建物の改造・改修・修繕等についてご不安のある方はどうぞご相談ください。

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

TEL 5662-6735

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所

TEL 5668-5877

※火曜日・木曜日(祝日除く)午前9時～午後4時30分まで

【URL】http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html

